

コロンビアにおけるアブラヤシの 生産形態と土地所有制度の関係

せん だい ゆう いち
千 代 勇 一

《要 約》

コロンビアでは広い地域でアブラヤシなどのアグリビジネスが展開されている一方で、地域によって土地所有をはじめとする法制度の定着の度合いが異なる。本稿では法制度の発達の度合いが異なる3つの地域を事例として、法制度の発達がアブラヤシの生産形態とどのような関係にあるかを考察する。分析方法は、アブラヤシの生産者連盟、企業、小規模生産者、社会開発としてアブラヤシ栽培を促進するNGOなど、多様なアクターを対象とした聞き取り調査で得られたデータの分析を中心とする。考察の結果、土地所有などの制度が曖昧でその運用が困難な地域では企業の土地所有の割合が低く、制度が確立している地域ほどその割合が高くなり、労働法規なども含めた法制度一般の発達がさらに進むと企業による大規模な土地の取得が抑制される傾向が示された。本稿では、土地所有制度の発達度と企業による土地取得度の間にみられるそのような逆U字型の相関を仮説として提示する。ただ、現時点では事例の数が少ないために一般化することはできないが、今後はさらなる事例分析を続けることで、その仮説の検証を進めたい。

はじめに

- I コロンビアにおけるアブラヤシ生産
 - II コロンビアの土地所有制度の変遷
 - III マグダレナ川中流域西部の事例
 - IV マグダレナ川中流域東部の事例
 - V リャノ平原の事例
 - VI 考察
- おわりに

はじめに

アグリビジネスはコロンビアにとって伝統的に重要な産業のひとつである。たとえばコーヒーは1990年代までブラジルに次ぐ世界第2位

の生産量を誇り、20世紀のコロンビア経済の盛衰に強い影響を及ぼしてきた。コロンビアは、1970年代に輸出が始まった切り花生産でもオランダに次ぐ世界第2位の輸出国となり、バナナ生産でも輸出高ではエクアドル、コスタリカに次ぐ世界第3位の輸出国となっている。

そのなかで近年とくに注目を集めている作物がアブラヤシである^(注1)。アブラヤシから採れるパーム油は、マーガリンやショートニングなどの食料品、あるいは洗剤や石けん、化粧品などの非食料品の原料としてさまざまな分野で用いられてきたが、最近では地球温暖化を背景に

バイオディーゼルの原料としての需要が高まっている。この有用性により、西アフリカ原産のアブラヤシは20世紀半ば以降、マレーシア、インドネシアを中心に栽培が急速に拡大し、コロンビアにおいても各地で広く栽培され栽培面積が増大してきた。

パーム油はアブラヤシの果房を工場で圧搾して生産されるが、果房は収穫直後から劣化が始まるという特徴をもつため、速やかに搾油工場に圧搾する必要がある。したがって搾油工場を所有する企業が農園も所有して直接経営する形態が望ましいと考えられるが、実際にはさまざまな生産形態が見出されているのである。アブラヤシに関する研究の蓄積が豊富なアジアの事例では、森林破壊や住民の土地の収奪と強制移住を引き起こしてきたと批判されるプランテーションだけでなく [Barney 2004; 岡本 2002]、政府や企業と小農の関係に着目してさまざまな生産形態が示されている。

インドネシアでは政府あるいは民間企業の主導による中核農園システムが中心的な生産形態となっている。これは搾油工場と直営農園から成る中核農園とその周辺の小農から構成されるモデルであり、輸出主導型経済の発展を支えるアブラヤシの確保と小農の支援を目的としている [頼 2012]。これにより、周辺の農民はアブラヤシ栽培のための2ヘクタールの土地を得ることができ、中核農園はその果房を購入することができる。しかし、同じ中核農園システムのなかでも、中核農園で働く賃金労働者、周辺の衛星農園における2ヘクタールのアブラヤシ栽培地で働く農民、さらに独立している農民など、小農のアブラヤシ生産への関与の仕方が多様であることも指摘されている [寺内 2011]。また、

中核農園と小農のアブラヤシ栽培面積の比率も地域や時期によって異なっている [頼 2012, 134-135]。

マレーシアについては、サラワク州における民間プランテーション企業の支援を受ける小農の事例が小農育成に重点を置いたモデルとして紹介され [加藤・祖田 2012]、フィリピンに関しては農地の確保という視点から農地改革の下における協同組合の分析が行われている [野沢 2011]。このようにアブラヤシの生産形態の違いは搾油工場を所有する企業と小農の関係のバリエーションであるといえ、その生産形態の違いを生み出している重要な要素のひとつが土地の所有であると考えられる。

そこで本稿は、コロンビアにおけるアブラヤシの生産形態の地域差の要因を、土地所有を中心とする法制度の発達という視点から明らかにすることを目的としている。コロンビアにおける土地の所有の特徴は、土地の集中と所有状況の地域差である。土地の集中は、植民地期にさかのぼる大土地所有制度と、二度にわたる農地改革の失敗の結果であるといえる。他方、土地所有状況の地域差は、場当たりの未開墾地への入植や森林保護の政策によって国内で普遍的であるはずの土地所有制度に生じた例外的な規定や慣習、さらには半世紀に及ぶ国内武力紛争による土地の放棄や収奪、暴力や混乱が引き起こす制度運用の困難に起因する。こうして地域によって土地所有の制度運用に差異が存在しているのである。広く熱帯低地に分布するアブラヤシは、まさにこうした異なる土地所有の状況下で栽培されているのである。

アブラヤシの栽培地域は国内にいくつか存在しているが、本稿ではそのなかで異なる土地所

有の状況と生産形態を示している(1)マグダレナ川中流域西部、(2)マグダレナ川中流域東部、そして(3)オリノコ地域(リャノ平原)を事例として分析する。マグダレナ川中流域は川を挟んで土地の所有状況が大きく異なっているだけでなく、生産形態にも違いがみられる。開発が進む東側は土地所有だけでなく諸制度が整い、国内最大の企業による生産が行われているのに対し、西側は長期の紛争と森林保護区の設定により土地をめぐる問題が多く、国内外の支援を受けた社会政策としての生産プロジェクトが実施されているという特徴がある。また、リャノ平原はそれらの中間的な位置付けとなっており、土地所有については未開墾地と開墾地の境界に位置し、生産形態では直営農園と小農との契約を大企業が上手に仲介している。そこで、土地の所有状況が異なるこれら3地域を対象として生産者に対する聞き取り調査を実施し、その結果に基づいて土地所有を中心とする法制度とアブラヤシの生産形態がいかなる関係にあるのかを、地域固有の文脈を考慮しつつ検証する。

そのためにまず、アブラヤシおよびパーム油の生産状況とコロンビアにおけるアブラヤシ栽培の発展過程を整理し、続いてコロンビアにおける土地所有制度の特徴を概観する。次に分析事例として2地域の社会情勢と土地所有の状況を整理しつつ、アブラヤシ生産企業および生産者への聞き取り調査に基づいて、アブラヤシの生産形態の特徴を明らかにする。そして最後に、3地域の事例を比較することで、土地所有の制度と運用の違いがアブラヤシの生産形態にどのように作用しているのかについて考察を加える。

I コロンビアにおけるアブラヤシ生産

1. アブラヤシの多様な生産形態

アブラヤシは一般に苗木の植栽から最初の果房の収穫まで3~4年ほどかかるが、寿命は25~30年と長く、伐採後には木材としても活用できる有用性の高い作物である。油の生産は、まず果房を収穫し、これを搾油工場で蒸し、そして圧搾して行われる。パーム油^(注2)の生産と加工は、①アブラヤシの栽培、②搾油、③油の加工に大きく分けられるが、コロンビアでは搾油と油の加工がひとつの企業の中で行われることはほとんどないため^(注3)、本稿では①と②を分析対象とする。アブラヤシの栽培と油の生産の組み合わせ、あるいは分業については、次の2つのパターンあるいはその中間の形態が考えられる。ひとつは企業が搾油工場とアブラヤシ農園を所有し、必要なアブラヤシの果房を自ら生産する形態であり、もうひとつは搾油工場を所有する企業がアブラヤシ生産農家と契約して果房を入手するというものである。2013年2月に行った現地調査によると、コロンビアでは搾油工場を所有する企業がアブラヤシ農園も所有しつつ、同時に近隣の小・中規模の生産者から果房を買い取る形態が主流であった。ただし、所有する農園の面積は地域または企業によって異なり、さらに企業と農民の間におけるアブラヤシの果房の売買についても契約の形態は多様であった。

なお、搾油工場とアブラヤシ栽培農民の間に強い影響を及ぼしているものがアブラヤシの特性である。先述のようにアブラヤシの果房は一度切り落とすと劣化が早いため、収穫後は速

やかに搾油する必要がある。このため、アブラヤシの栽培は近隣に搾油工場が存在することが前提となる。また、近くに複数の搾油工場があったとしても、輸送時間に加えて輸送コストの制約があるため、契約のあるなしにかかわらず特定の企業との関係は必然的に緊密になる。

2. コロンビアにおけるアブラヤシ生産の発展

コロンビアにおけるアブラヤシの商業的な栽培に対する関心は1950年代にさかのぼる。加工食品や工業製品のための油脂の需要が国際的に高まるなか、コロンビアでも綿産業振興機関(IFA)がゴマなどの油糧種子の導入を模索し、アブラヤシの適性が注目された[Rangel et al. 2009, 10]。そこで1959年にフランスとナイジェリアからアブラヤシが輸入されてコロンビア南部の太平洋沿岸地域で試験的な栽培が行われると、その栽培面積は1960年代の400ヘクタールから1970年代には2万ヘクタールへと急速に増大した[SENA 2002, 24]。2012年には45万2435ヘクタールに達し、そのうち29万9953ヘクタールで果房の収穫が行われている[Fedepalma 2013, 16]。

一般にコロンビアはその自然環境から太平洋沿岸地域、大西洋沿岸地域、山脈が走るアンデス地域、リャノ平原が広がるオリノコ地域、そしてアマゾン地域に分けられる(図1)。大量の水と高温を好むアブラヤシは、海岸や河川の沿岸あるいは平原などの熱帯低地に分布し、国内最大の生産者団体であるアブラヤシ生産者連盟(FEDEPALMA)^(注4)はその栽培地を北部、東部、中部、南西部の4つの地域に分類している(図2)。大西洋に面した北部はマグダレナ県、ラグ

アヒラ県、アトランティコ県、セサル県北部から構成され、2012年には1ヘクタール当たり16.97トンの実の収穫を得ている[Fedepalma 2013, 28]。国内最大の栽培面積を誇る東部はメタ県、カサナレ県、クンディナマルカ県、カケタ県とオリノコ地域のリャノ平原を中心としており、生産量は1ヘクタール当たり14.62トンとなっている。マグダレナ川中流域地方を中心とする中部は、セサル県南部、サンタンデル県、ノルテ・デ・サンタンデル県、ボリバル県南部から構成され、2012年の生産量は15.07トンであるが、2008年には24.20トンを記録している。一方、ナリーニョ県、カウカ県、バジェ・デル・カウカ県から構成され、熱帯雨林が広がる太平洋沿岸を含む南西部は、生産量は14.17トンと他地域と同水準であるが、近年の病害(PC病)の影響により栽培面積は2万ヘクタールと著しく小さくなっている。

II コロンビアの土地所有制度の変遷

1. コロンビアにおける土地所有の特徴

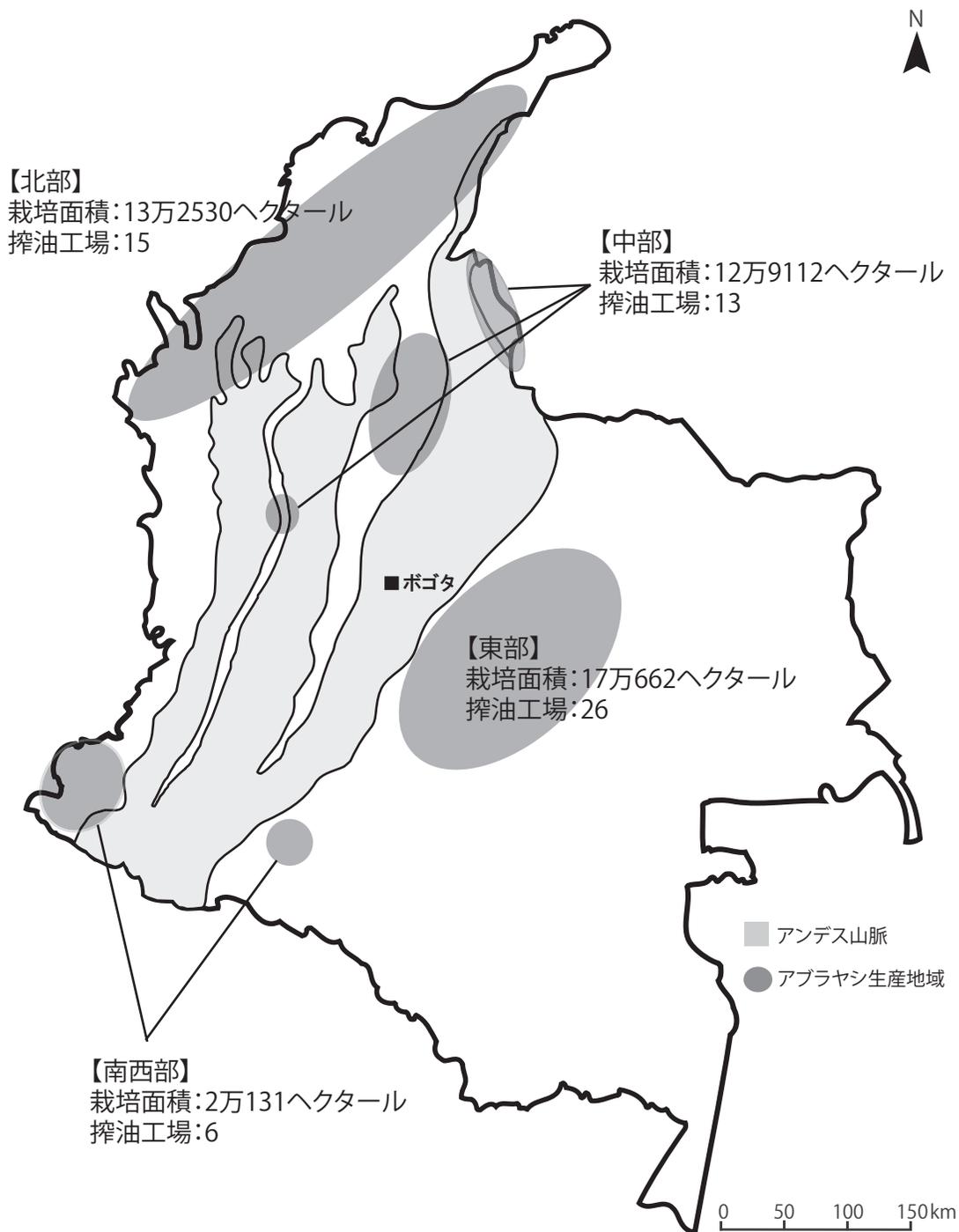
コロンビアは他のラテンアメリカ諸国と同様に、スペイン植民地期にさかのぼる大土地所有の問題を抱えている。20世紀には土地所有の格差を緩和するため、1961年と1994年の二度にわたって農地改革が試みられたが、その状況に大きな改善はみられなかった[千代 2013, 37-40]。2002年の時点においても、全体のわずか0.4パーセントを占める500ヘクタール以上の土地所有者がコロンビアの農地の46.5パーセントを所有しているのに対し、同じく67.6パーセントを占める5ヘクタール未満の土地所有者が所有する農地の面積の合計は4.2パーセン

図1 コロンビアの地域区分と行政区分（県）



(出所) 筆者作成。

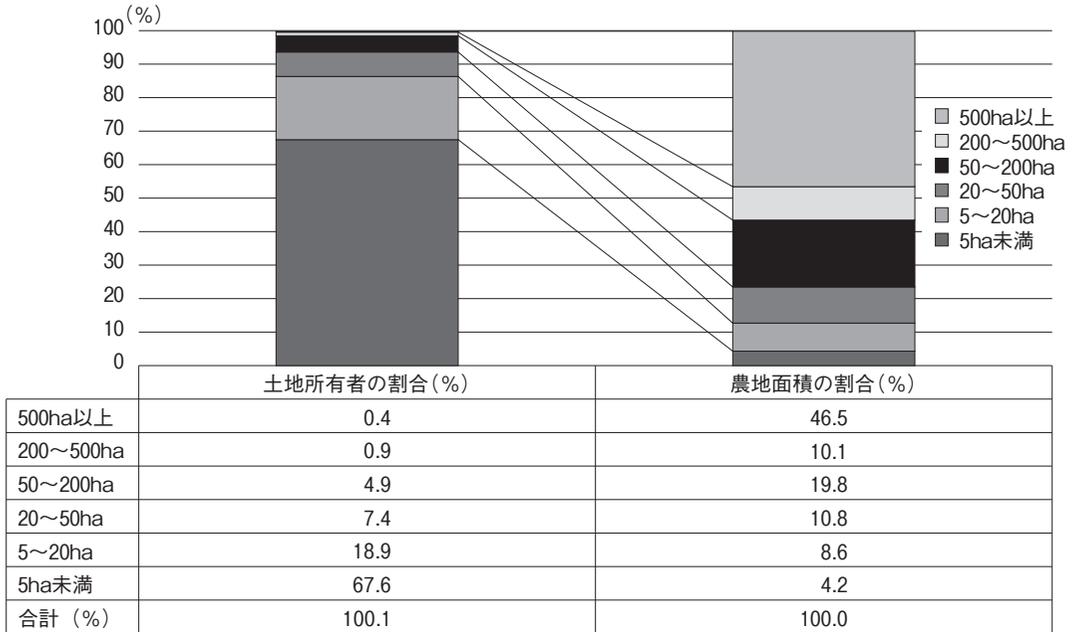
図2 コロンビアのアブラヤシ生産地域



(出所) Fedepalma [2013, 9-16] を基に筆者作成。

(注) 栽培面積および搾油工場の数 は 2012 年時点のものである。

図3 農地規模ごとの土地所有者および農地面積の割合からみた土地の集中度（2002年）



（出所） Instituto Geográfico Agustín Codazzi [2012, 73] に基づき筆者作成。

（注） 1. ここでは ha はヘクタールを示す。

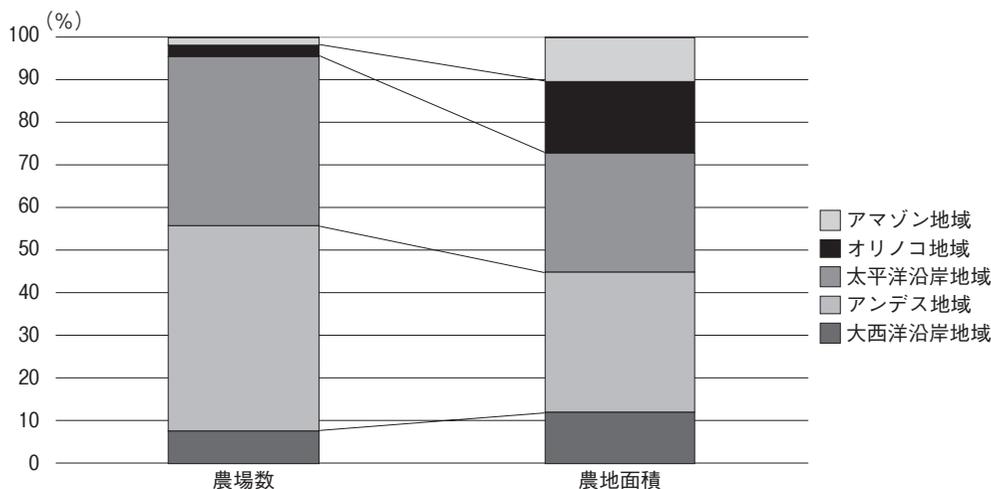
2. 四捨五入のため数値の合計が100%にならない場合もある。

トにとどまっている（図3）。また、中央政府は農地の生産性という概念を用いて、一世帯の農家が生活するために必要とされる農地の面積を1UAF^(注5)（家族農業単位）と定めているが、これを用いた国連開発計画（PNUD）コロンビア事務所の調査によれば0.5UAF以下しか所有していない農民の人口は土地所有者全体の78.31パーセントを占める一方で、土地所有者全体の1.15パーセントを占める大土地所有者（10UAF以上所有）が農地の52.2パーセントを所有していることが明らかになっている [PNUD 2011, 205-206]。

もうひとつの特徴が土地所有状況の地域差である。図4は地域別の農園数と農地面積を表しており、比較することにより土地の集中状況の地域差をみることができる。リャノ平原が広

がるオリノコ地域は土地の集中が顕著である一方で、アンデス地域は小規模あるいは零細農民が多いことを示している。これは、コロンビアが気候区分としては熱帯に位置しているが、アンデス地域は山脈の存在によってその大部分がいわゆる熱帯高地となっているためである。一般に熱帯の高地は低地に比べて太陽高度によって日中高温になり、日向・日陰斜面の差が小さいという点で農業に利点があるとされる [山本ほか 1996, 147]。その一方で、山岳地帯であるために効率の良い土地利用が難しいことやインフラの未整備によって地理的に隔絶されたところも多いという不利な点も指摘される [山本・岩田・重田 1996, 149]。また、アンデス地域には首都ボゴタをはじめ、メデジン、カリといった大都市が位置し、近郊では農村も発達している

図4 地域別の農園数と農地面積の割合（1995年）



（出所）Instituto Geográfico Agustín Codazzi [2012, 65] に基づき筆者作成。

ことから人口密度は高い。つまり、この地域は農業の発展に有利な要素がありながらも、山岳地帯ゆえに低地にみられるような熱帯作物の大規模なプランテーションではなく、小規模な区画を所有する農民が多いと考えられる。他方、オリノコ地域では歴史的に平原を利用した大規模な牧畜が発展してきた。

2. 土地所有制度の変遷

このような土地の集中化の是正や土地なし農民への土地の供与などによる農業構造の改革を目的として、1961年に法律第135号による農地改革が進められた。しかしながら、農村部が国内紛争の舞台となることが少なくなかったことや、本件を担当する農地改革庁（INCORA）の制度運用の問題により、改革は失敗に終わったと評価されている [Berry 2002, 41]。

そこで中央政府は農民が主体的に農業政策の策定過程に参加する仕組みとして、1968年に官製の全国規模の農民団体である全国農民使用

者協会（ANUC）^(注6)を組織した。しかし、大土地所有者を支持基盤とする政治家は農地改革にもANUCが参加する農業政策の実現にも消極的であったため、ANUCは大農園（アシエンダ）の不法占拠など活動を先鋭化させ、中央政府による予算削減と組織の分断化によって組織は弱体化していった。

新自由主義的な構造改革が進められるなかで、1994年、補助金などの支援によって小作農や土地なし農民が市場を通じて土地へのアクセスを獲得できるようにすることを目的とした「新農地改革法（法律第160号）」が制定された。同法は農民1世帯が生活することができる土地の面積をUAFとして定め、各世帯がUAFの農地を所有することが念頭に置かれた。この試みも、土地の査定や補助金申請の手続きなどの経費負担、天然資源のある地域での企業との競合、さらに新たな農村開発庁（INCODER）の管理、監督の限界などの問題があることが指摘されている [Fuentes 2010, 26]。

結果として、これらの農地改革の試みは既存の大土地所有者による土地所有をかえって正当化することとなり、1960年代以降の農村部における人口増加にともなう土地に対する農民の需要がさらに増大し、それが入植による未開墾地の開拓と私有化という農業のフロンティアの拡大を引き起こした。それは、バルディオス (baldíos, 以下、未開墾地)^(註7)と呼ばれる未開墾地への入植とその所有を促したのである。その私有化のプロセスは新農地改革法で定められており、5年以上の土地の占有と経済活動の実績により申請することができる。ただし、同法が農地の適正な開発と分配を目的としていることから、私有化の上限は先述のように1世帯当たり1UAFと定められている^(註8)。しかし、私有化された後の土地の売買については規定が明確でなく、また中央政府による未開墾地の管理が徹底されていないなど制度上の問題が後述するように発生している。

未開墾地の私有化とともに制度上の問題となるのが、森林保護区の扱いである。コロンビアでは1912年の法律第61号以来、森林保護の概念が発達してきたが、1959年の法律第2号によって現在の7つの森林保護区が設定された(図5)。森林保護区では基本的に中央政府の承認のない開発は許されていない。しかし、その後は1991年の法律第21号と1993年の法律第70号によってそれぞれ先住民とアフロ系住民に対する集団的土地所有の認定が行われるなど森林政策は転換し [Coronado 2012, 25], 近年では2011年の環境省決議第918号によって公共の利益や社会的関心のある開発のための森林保護区からの除外手続きが定められた。しかし、未開墾地と同様に森林保護区の管理が行き届か

図5 森林保護区とボリバル県南部(第Ⅲ節の事例)



(出所) 筆者作成。

ず、実態としては違法な入植が進み、農民の居住と経済活動が行われている^(註9)。

このようにコロンビアの土地所有は、全体として土地の集中傾向がみられるものの、その形態は地域によって大きく異なっていること、土地所有制度自体も歴史的な経緯から地域によって多様であり、とくに比較的新しく入植が行われた農業のフロンティアでは、未開墾地と森林保護区の扱いにより土地所有の制度と運用が曖昧となっている、という特徴があるといえる。

Ⅲ マグダレナ川中流域西部の事例

1. 地域の概要

一般にマグダレナ・メディオとして知られるマグダレナ川中流域とは、文字通りコロンビア

中部から北の大西洋へ流れるマグダレナ川の中流域を指す。行政区分としては4県から構成されるが、いずれも開発から取り残された各県のいわゆる“僻地”であり、そのため非合法武装組織の活動や違法作物の栽培などがとくに活発な地域として知られる〔千代 2008, 31-32〕。また、マグダレナ川の東側と西側では地形が異なっており、それぞれの地域の経済や社会に大きな影響を与えている。東部は平坦な土地が広がっているのに対し、西部はマグダレナ川沿岸部の比較的狭い平坦な低地部から西のサンルーカス山脈に向かって森林に覆われた斜面が続いている(図6)。

マグダレナ川は16世紀に始まるスペイン人による探検、征服、そして植民地期以来、大西洋と内陸部を結ぶ重要な交通路であった。そのため中流域の西部では沿岸部にサンパブロ、シミティの町が早くから建設され、漁業、港を通じた商業、平坦な土地を利用したウシの飼育が行われる一方で、深い森林が広がるサンルーカス山脈の斜面は未開発の状態であった。しかし、20世紀半ばの政党間の武力衝突に端を発する国内紛争と、1960年代頃の農村部における人口増加と大土地所有制度による農地不足の深刻化により、暴力を恐れ土地を求めた農民による未開墾地への入植が増加した。国有地への無許可の入植であるため道路、橋梁、学校、教会などのインフラ設備を住民が自分で整備せざるをえなかったが、現在もお水道や電気、医療などの基本サービスは不足している。

1980年代以降は反政府左翼ゲリラの、そして1990年代以降には右翼の民兵組織パラミタリーのプレゼンスが強くなり、さらに警察や軍の常駐がなかったため、非合法武装組織が中

図6 マグダレナ・メディオ(マグダレナ川中流域)



(出所) 筆者作成。

央あるいは地方の政府に代わって一部の地域を支配することさえあった。

入植地における土地の登記は進んでいない。サンルーカス山脈の斜面に広がる森林地帯は未開墾地と森林保護区が混在する地域であったが、国の管理が及んでいなかったため、入植者によって自由に境界が定められ、所有、売買されてきた。そのため、この地域では土地の権利書ではなく、一般に「カルタ・ベンタ (carta venta)」と呼ばれる土地売買の覚書のみを所有している農民が多い^(注10)。カルタ・ベンタに法的な効力はないが、農村では慣習としてこの書類を使って土地の売買が行われてきた。このことは、土地の権利書という国家による土地所有の承認が必要とされず、覚書という地域社会あ

るいは隣人との間の土地所有の了解だけが必要であったことを示している。

ただし、わずかながら平坦な土地が広がる沿岸部は森林保護区ではなく、そこでは早くから牧畜や商業活動あるいは中央政府の開発プロジェクトも行われており、土地の登記は比較的進んでいる。マグダレナ川中流域西部でアブラヤシが栽培されているのは、この沿岸部からサンルーカス山脈斜面下部の森林地帯にかけての地域であり、そこは登記済みおよび未登記の土地が混在している。

このように、マグダレナ川中流域西部の多くは土地所有だけでなく、インフラ、医療や教育、そして治安維持などさまざまな分野で法制度が確立されていないといえる。

2. NGOの「農民の農園」モデル

(1) NGOによる社会開発としての生産モデル

中央政府の統治が及ばない状況下で紛争や麻薬などの問題が深刻化していたマグダレナ川中流域において、NGOコンソーシアムの「マグダレナ川中流域の開発と平和プログラム」（以下、PDPMM）はアブラヤシの生産プロジェクトを実践してきた。人権問題、社会開発、平和構築、国内避難民支援、違法作物代替開発などに取り組んできたPDPMMは、マグダレナ川中流域が土壌、気候、水の供給などの点からアブラヤシ栽培に適した土地であることに着目し、コカ（コカインの原料となる違法作物）の代替作物としてアブラヤシの栽培を促進してきた。その背景には、農民が自律性をもつためには自らの生活を経済的に管理することから始まり、また、周縁部としてではなく地域の経済システムに参加する力をもつべきという考えがあった

[Villegas 2008, 169]。したがって、そこで前提となる農民像は自給自足の牧歌的な農民でも資本家としての農園経営者でもない。PDPMMによるアブラヤシの生産プロジェクトは、農民というアイデンティティを保つ自律的な農民が主体的に教育や医療あるいは生活の向上のための経済発展を目指すという現実的な考えに基づく社会経済プロジェクトであった。

2000年、マグダレナ川中流域東部ですでにアブラヤシ栽培が盛んであったサンタンデル県プエルト・ウィルチェス市において、試験的なアブラヤシ栽培が行われ、年間1ヘクタール当たり最大で33トンという高い生産性が示された[Villegas 2008, 168]。2005年には同プロジェクトを促進するための組織としてアブラヤシ基金（以下、FUNDEPALMA）が創設された。この団体は後述するPDPMMの開発モデル「農民の農園」によってボリバル県、サンタンデル県、セサル県においてアブラヤシ生産を行う11の農民組織を統轄する位置付けであり、組織強化、援助資金の分配、技術指導、社会開発、土地の登記手続き支援などを行っている。2008年以降は、地方自治体、米国国際開発庁（USAID）の違法作物代替開発スキーム、コロンビア農牧庁（ICA）、農牧部門融資基金（FINAGRO）、さらにはバランカベルメハ市にある石油公社エコベトロール（Ecopetrol）などから資金援助を受けながら規模を拡大してきた^(註11)。

PDPMMの開発モデルは、「農民の農園」を意味するスペイン語のフィンカ・カンペシーナ（finca campesina）という言葉に由来する。コロンビアにおいてフィンカ・カンペシーナとは、農民の家族が生活する家屋と、自給のための多

様な作物の栽培と家畜の飼育が行われる農地を合わせた空間を指し、とくに入植者による開拓が進められてきた農村部において“伝統的”とされる農民の生活の基盤である。そこで「農民の農園」モデルは、このような自家消費のための作物栽培と家畜の飼育に、必要最小限のカカオ、コーヒー、アブラヤシなどの換金作物の栽培を組み合わせるといものである。一例を挙げれば、アブラヤシを10ヘクタール栽培し、これによって得られた現金収入は教育、医療、衣服の購入などに用いられ、日常生活で消費される食料、たとえば穀類、イモ類、野菜、鶏卵、牛乳、時にはブタ、ウシ、トリの肉といったものは可能な限り自給自足をする。つまり、“伝統的”な農民としての生活を維持しながら、現金収入の必要にも対処しようとするものである。

この開発モデルは、中央政府が推進する違法作物代替開発やアグリビジネスがゴム、カカオ、アブラヤシなど単一の換金作物の生産に特化することで農民の賃金労働者化を引き起こすという批判から生まれた^(注12)。そこで“伝統的”な農民のライフスタイルやアイデンティティを保持しつつ開発を行うために、自給用の多様な作物や家畜の飼育を基盤として、これに最小限の換金作物の栽培を組み合わせた新しい「農民の農園」を形成することを提案しているのである。そのため換金作物の栽培面積の目安は、農民1世帯が必要とする現金収入を得ることができ、かつ基本的には世帯内の労働力で他の作物とともに生産が可能となるものである。アブラヤシの場合、10ヘクタール以下ではこの地域における生活で必要とされる収入を得られず、10ヘクタール以上では自給用の作物生産に手が回らなくなったり、労働者を雇うための現金がさ

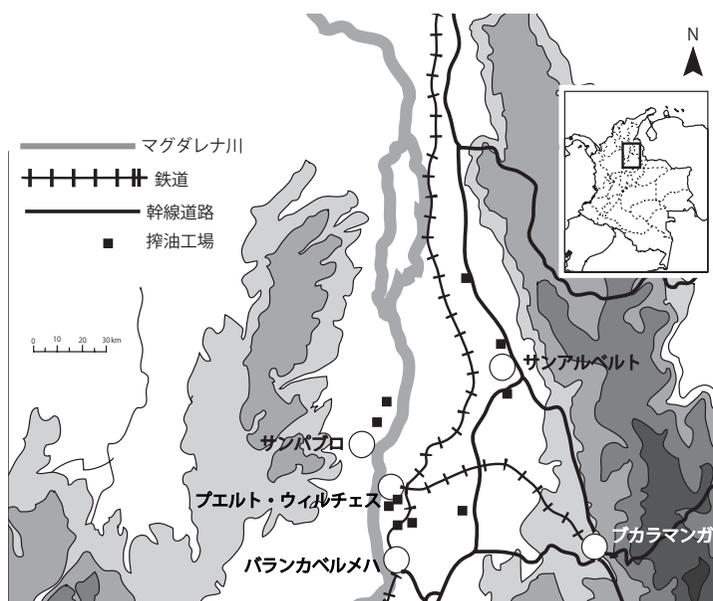
らに必要となり、農民としての生活が維持できなくなると試算されている [Villegas 2008, 166-167]。しかしながら、すべての農民が必要とする面積の土地を所有しているわけではないため、プロジェクトを通じた土地の取得や登記の促進も並行して行われている。

農民にとってアブラヤシ栽培は高い生産性と市場価格が利点である一方で、先述のように可能な限り速やかに果房が搾油されなくてはならないという制約がある。PDPMMの「農民の農園」モデルにはアブラヤシの栽培と果房の販売の段階までが含まれているが、搾油やその加工は含まれていない。したがって、傘下の各団体は最寄りの搾油工場に果房を運搬し、販売することになり(図7, 表1)、搾油工場に強く依存しているといえる。たとえばボリバル県南部サンパブロ市のプロジェクトの場合、2007年にマグダレナ川対岸のプエルト・ウィルチエス市にあるすべての搾油工場がストライキにより閉鎖されたため、農民は収穫した果房をすべて廃棄することとなった。この点についてアブラヤシ基金は、傘下の複数の団体が利用できる搾油工場を所有する利点は認めるものの、現実には各生産団体の栽培地が離れているため輸送のコストや時間がかかってしまうことや、搾油工場の建設や運用のコストを考慮すると実現は難しいと述べている。しかしながら、アブラヤシの栽培や果房の売買に何らかの問題が生じて、生存のための食料が確保されていることは「農民の農園」モデルの最大の利点である。

(2) サンパブロ市アブラヤシ生産者組合

「農民の農園」モデルの具体的な事例として、ボリバル県南部サンパブロ市で活動するアブラヤシ生産者団体「アパルサ (APALSA)」を紹介

図7 マグダレナ川中流域における搾油工場の位置



(出所) Fedepalma [2012, 89] を基に筆者作成。

表1 中部（マグダレナ川中流域地方）の搾油工場所有企業（2010年）

パーム油搾油施設	
セサル県	Agroindustrias del Sur del Cesar Ltda. y Cia. S.C.A. -Agroince Ltda. Industrial Agraria La Palma S.A. -Indupalma S.A. Palmas del Cesar S.A.
ノルテ・デ・サントandel県	Cooperativa Palmas Risaralda Ltda -Coopar Ltda.
サントandel県	Extractora Central S.A. Extractora Monterrey S.A. Oleaginosas Las Brisas S.A. Palmas Oleaginosas Bucarelia S.A. Palmeras de Puerto Wilches S.A. Extractora San Fernando S.A.;
パーム核油搾油施設	
セサル県	Agroindustrias del Sur del Cesar Ltda. y Cia. S.C.A. -Agroince Ltda. Industrial Agraria La Palma S.A. -Indupalma S.A. Palmas del Cesar S.A.
サントandel県	Extractora Monterrey S.A. Palmeras de Puerto Wilches S.A. Palmas Oleaginosas Bucarelia S.A. Oleaginosas Las Brisas S.A.

(出所) Fedepalma [2011, 45, 49] に基づき筆者作成。

介する^(注13)。サンパブロ市は違法作物栽培が盛んであるだけでなく、紛争による犠牲者、避難民が多い地域である。市の大部分を占めるサンルーカス山脈の斜面は森林保護区となっているため、中央政府による違法作物代替開発の生産支援はマグダレナ川沿岸の低地部におけるゴムとアブラヤシの栽培と酪農に対して実施される程度であった。

アパルサはPDPMMの支援により、森林地帯で紛争の被害を受けてきた農家50世帯で構成され、ラ・フロスタ(17世帯)、ミラリンド(10世帯)、ベジャマリア(8世帯)、そしてインデペンディエンテス(15世帯)の4つのグループに分かれて活動している。このうち、インデペンディエンテスだけは15世帯がそれぞれ所有していた土地でアブラヤシを生産しているが、残りの3つのグループはこのプロジェクトのために購入されたそれぞれの農園を各世帯が分割して生産を行っている。これは基本的には土地なし農民が参加しているためである。農園には住居区域があり、各世帯はそこで生活しながら、1世帯当たり10ヘクタールのアブラヤシと、自給用の作物栽培や家畜の飼育も行うのである。これら4つのグループのうち、森林保護区内にあるラ・フロスタについては現在も土地の登記がなされていないが、申請手続きはアブラヤシ基金を通じて進められている。

農民はアパルサを通じて技術指導を受け、肥料や農薬などの購入、そして果房の出荷を行い、売り上げの中から毎月10万ペソ(約50米ドル)の会費を差し引いた金額を受け取る。会費はアパルサの運営や技術指導の経費に充てられる。また、アパルサは交通省から寄贈されたフェリーを所有しており、これにより各世帯から

集荷した果房をマグダレナ川対岸のプエルト・ウィルチェスの搾油工場に運んでいる。搾油工場との契約は毎月一定量の果房を納入するというものであるが、独占的な契約でないため他の搾油工場に果房を売ることも可能であり、また、基準量を下回ってもペナルティはない。しかし、基準を上回った場合には報奨金を受け取ることができる。また、契約を結ぶことにより、搾油工場から肥料を安く購入することができる。

3. 民間企業パルマス・デル・スル社の生産モデル

サンパブロ市のパルマス・デル・スル社(Palmas del Sur S.A.)は、市内にアブラヤシ農園と搾油工場を所有している。なお、2013年の時点でサンパブロには2つの搾油工場があり、パルマス・デル・スル社のものはマグダレナ川中流域西部で最初の搾油工場である。

パルマス・デル・スル社のウィリアム・ルーダス(William Rudas)社長によると、深刻化する違法作物栽培と森林伐採の問題に対処するため、1998年にサンパブロおよび隣接するシミニティの小・中規模の土地を所有する農民が集まり、代替開発としてアブラヤシ生産のプロジェクトを開始したという^(注14)。89人のソシオ(socio)と呼ばれる出資者によってサンパブロにあった812ヘクタールのラ・ビスカヤ農園を購入するとともに、種苗施設と灌漑を設置した。農園には589ヘクタールのアブラヤシが植えられるとともに、156ヘクタールの森林は保護されることとなった。その後も、農業の近代化と生産性の向上を目的とした中央政府の地域総合開発プログラム(DRI)やボリバル県庁からの資金援助、さらにラ・ビスカヤ農園を担保に入

れて農業銀行から得た借入金によって、アブラヤシの栽培事業が進められた。2003年には紛争や違法作物からの復興のための総合開発プロジェクト「プラン・コロンビア」の枠組みで資金を獲得し、これによって当時133人に増えていたソシオがそれぞれ7.5ヘクタールのアブラヤシの栽培地を所有することとなった。7.5ヘクタールという面積はプラン・コロンビアによって規定されたものである。なお、パルマス・デル・スル社が事業を行っているマグダレナ川中流域西部の沿岸部は、森林地帯と異なり土地所有制度が確立しており、これら個人所有の土地は登記されている。最終的に、企業が所有するアブラヤシ栽培面積は589ヘクタールであり、ソシオが所有する栽培面積の合計は997.5ヘクタールとなった。つまり、企業は全体の約37パーセントの土地を所有していることになる。

アブラヤシ栽培のための諸費用は、パルマス・デル・スル社が保証人となって26億2000万ペソ（約131万米ドル）を農業銀行から借り入れた。これは各世帯が自らの土地を担保に入れるのではなく、企業が保証人となることにより、不測の事態でも農民が土地を失わないための配慮だという。

当初、アブラヤシの果房は先述のアパルサと同様にマグダレナ川を挟んだプエルト・ウィルチェスにある搾油工場に販売していたが、陸上および水上の交通のコストが高いこと、そして2011年にこれら搾油工場におけるストライキで大きな損失を被った経験から、独自の搾油工場を所有することとした。同社の資金調達とプエルト・ウィルチェスのパルメラ・デ・プエルト・ウィルチェス社、ユニオン・パルメラ社の協力を得て、2012年に現在の搾油工場が稼働

することとなった。それまでは、たとえばサンパブロのある農民の場合はプエルト・ウィルチェスに運ぶ場合、1トン当たりでは、農園からサンパブロの港までの輸送費が約2万ペソ（約10米ドル）、フェリーの輸送費が約4万ペソ（約20米ドル）で合計約6万ペソ（約30米ドル）かかっていたが、その後は工場までの輸送費約2万ペソで済むこととなった。なお、工場建設に際しては、先述のアパルサなど地域のアブラヤシ生産者団体にも搾油工場建設プロジェクトへの協力を要請したが、資金がないことを理由に断られたとのことである。

農園では33人の労働者が雇われているが、収穫期には最大で70人が雇用される。労働者に対しては最低賃金を保証するほか、社会保障への加入なども行っている。また、搾油工場では20人が雇用されている。パルマス・デル・スル社のルーダス社長は、アブラヤシ栽培事業には単に雇用を創出するだけではなく、社会を変える重要性があると強調している。違法なコカ栽培における労働では、1日当たり3万5000ペソ（約17.5米ドル）が支払われるのに対して、パルマス・デル・スル社では1万5000ペソ（約7.5米ドル）となっている。金額を比較すると違法作物栽培の方が高いのであるが、労働者を説得して合法作物栽培に導くことで地域社会の違法作物栽培からの脱却を目指しているという。

紛争地域で活動する民間企業であるため、労働者不足だけでなく、数多くの困難に直面してきた。2000年には技術者が左翼ゲリラに誘拐されたり、農園が封鎖されたりしている。2003年には同様にブルドーザーやトラクターなどの重機が破壊され、保管していた肥料などにも被害が及ぶなど損失額は5億ペソ（約25万米ド

ル)に達した。このようにマグダレナ川中流域西部は紛争と違法作物栽培という地域の文脈により、民間企業の活動が社会開発と密接に関係しているという点で、PDPMMの「農民の農園」モデルと共通している。

IV マグダレナ川中流域東部の事例

1. 地域の概要

マグダレナ川中流域は先述したように、中央政府の関心が薄く、開発から取り残されてきた地域として知られている。しかし、比較的平坦で道路や鉄道がある東部は状況が異なっている。セサル県とサンタンデル県からなる東部は、伝統的に牧畜と綿花をはじめとする農業が行われてきた。そのなかでセサル県サンアルベルト市とサンタンデル県プエルト・ウィルチェス市はアブラヤシ栽培が盛んな地域である。

サンアルベルト市は1940年代まではほとんど人の住まない土地だったが、1950年代の二大政党による政治暴力と鉄道の敷設によって人口が増加した。つまり、隣接するサンタンデル県が自由党の拠点であったため、迫害と暴力を逃れようとした保守党員が流入するようになったからである。また、鉄道敷設によって入植者が増加するのだが、彼らは放牧した牛の移動範囲を所有地としていった^(註15)。1960年代には企業がやってきてアブラヤシ栽培が導入され、それとともに多くの労働者が居住するようになった。企業の発展とともに労働者のための住居が建設されるようになり、大西洋へと繋がる道路が建設されると町はさらに発展していった。なお、サンアルベルト周辺の土地の所有権については、20世紀初めに中央政府が譲与したも

のが譲渡、売買されて今日に至っており、私有地は明確に登録されている。

マグダレナ川中流域西部の南に位置する現在のプエルト・ウィルチェス市では対照的にスペイン植民地期より探検家の足跡が残っているが^(註16)、本格的な発展は19世紀後半にサンタンデル州(当時)の都であるブカラマンガと鉄道で結ばれるようになってからである(図7)。スペインからの独立後の1860年代、サンタンデルの政治家はコーヒーをはじめとする地元の農産物を国内外の市場に出荷するためにマグダレナ川沿岸のプエルト・ウィルチェスとブカラマンガを陸路で結ぶことを計画した。1870年に契約書が署名されたが、建設は予算と労働者の不足、さらには内戦の影響によりたびたび中断し、最終的に1941年にブカラマンガ近くのカフェ・マドリにターミナル駅と全長127キロの鉄道が完成した。この間も完成した区間は運用され、人と物資の移動に大きく貢献し、マグダレナ川中流域東部の発展にも影響した。また、建設にともなって、この地域の未開墾地の開拓が進められた[Correa 2012, 63]。

2. インドゥパルマ社の事例

(1) 企業の概要

1961年創業のインドゥパルマ社(Indupalma S.A.)は、国内最大のアブラヤシおよびパーム油の生産を誇り、サンアルベルト市に直営農園と搾油工場を所有している(表1)。グラスコ社(Grasco)、グラセタレス社(Gracetales)といった石けん、洗剤、食用油などを生産する企業とともにグットハイメ(Gutt-Haime)グループに所属し、生産するパーム油はグループ内に供給されている。また、インドゥパルマ社はアブラ

ヤシの果房を搾油工場に運ぶための輸送会社と、2012年に稼働したバイオディーゼル用の新しい搾油工場の2つの企業を所有している。

(2) 土地所有形態

インドゥパルマ社はサンアルベルト市郊外に1万130ヘクタールのアブラヤシの直営農園を所有している。この農園では年間30万トンの果房を生産しており、隣接する工場で搾油される。しかし、この直営農園で生産される果房は工場の搾油能力の65パーセントを満たすにとどまり、残りの35パーセントは契約している企業14社^(注17)が所有する合計7841ヘクタールの土地において生産されたすべての果房を購入して充てている。この土地は契約企業が所有しているのであるが、アブラヤシの栽培はインドゥパルマ社が管理するという複雑な形態を取っている。

そこで、これらのなかで最大規模のエル・パルマル社およびエル・オリソンテ社の事例を紹介する。両企業は当初、インドゥパルマ社の農園に労働者を派遣していた組合のなかで最も優秀な5つの組合で募集され、選ばれた農民によって開始されたプロジェクトに由来する。インドゥパルマ社によれば、目的は土地をもたない農民がアグリビジネスを発展させながら土地を獲得するという「民間部門からの農業改革」[Navarro n.d., 17; Indupalma n.d., 45-46]であるが、同時にインドゥパルマ社が搾油工場で使う果房の供給源の確保でもある。そして、参加した農民は土地購入代金の債務を負って土地の共同所有者となったのである。

2001年、インドゥパルマ社は農民150人による土地の購入とアブラヤシ栽培を目的としたエル・パルマル・プロジェクトを開始した。地

元のメガバンク銀行はセサル県に隣接するサンタンデル県サバナ・デ・トーレス市に2256ヘクタールの土地を所有していたが、利用されることなく放置されていた。そのため、インドゥパルマ社は農民自身が土地を所有してアブラヤシ栽培を行うというプロジェクトを策定した。選ばれた150人が土地の購入代金としてメガバンク銀行から37億8000万ペソ（約189万米ドル）を借り、さらにアブラヤシの栽培費用として84億8300万ペソ（約424万米ドル）の融資を受ける大規模なプロジェクトであった。1人当たり10ヘクタール分の土地の所有権をもっているが、売買もアブラヤシ栽培以外の利用も認められていない。2012年に借入金を完済するとプロジェクトは企業へと形を変え、果房をインドゥパルマ社に売った利益は土地面積に応じて共同所有者に分配されるようになった。

エル・オリソンテ社も、もともとはサンタンデル県プエルト・ウィルチェス市で行われた土地購入とアブラヤシ栽培のプロジェクトであった。こちらは地元のクルス家が所有していた1460ヘクタールを対象に、130人が合計18億2500万ペソ（約91万米ドル）の借金を負って土地を購入した。このほかにアブラヤシの栽培のための資金として農業銀行から別途66億5200万ペソ（約333万米ドル）の融資を受け、さらに先述のプラン・コロンビアから24億8800万ペソ（約124万米ドル）の無償資金協力を得て始動した。エル・パルマルの事例と同様に、130人は10ヘクタールの土地の所有者となったが、実際には10ヘクタール分の権利のみを得ている。なお、借入金は2013年に完済している。

(3) 労働者との関係

インドゥパルマ社の生産形態を理解する上で、土地所有以外の制度として重要な要素となるものが雇用や労働組合といった労働者に関わるものである。2011年の時点で直接雇用されている社員は378人であるが、このほかに組合を含む39の企業を通じて1731人が間接的に雇用されている [Indupalma n.d., 68]。多数の契約労働者を人材派遣企業を通じて得ているのには3つの理由がある。第1に労働者のコストである。1991年の法改正前までは勤続20年以上の社員に対して企業が年金の全額を負担しなければならなかった。これに該当する社員は804人おり、80億ペソ（約400万米ドル）が毎年支払われ、企業にとって大きな負担となっている [Indupalma n.d., 70]。第2に、労使間の対立である。1960年代には労働組合が左翼ゲリラの影響を受けており、企業と労働組合の対立が先鋭化した。1970年代後半には賃上げ要求などをさらに強め、1977年には23日に及ぶストライキや社長の誘拐事件も発生している [Navarro n.d., 8-9]。このため直接雇用の社員を減らすことで労働組合の弱体化が図られた。第3に作物の特性によるものである。アブラヤシの果房の収穫は年に2回のピークがあり、1~3月頃が最大のピーク、もうひとつが9月頃である。収穫期と非収穫期に必要な労働力が異なるため、直接雇用する社員の数を最小限とし、残りを契約労働者とすることで必要な時期に必要な人数を効率良く確保しているのである。その一方で、アブラヤシ栽培ではとくに収穫に際しては熟練した労働者が必要であり、また、収穫期に合わせて一定数の労働者を確保する必要がある。そこで、インドゥパルマ社が人材派遣を行

う組合企業の設立、組織強化、そして幹部や組合員の能力開発を支援している^(注18)。基本的にはこれら39の企業はインドゥパルマ社への労働力の提供を第一の目的としているが、一部は所有するブルドーザーなどの大型重機、トラックやバスなどの輸送手段、そして多くの労働者を活用して他の企業との契約も行っている。

(4) インドゥパルマ・モデル

土地、労働力の観点から、インドゥパルマ社の生産形態について整理する。インドゥパルマ社は搾油工場の搾油能力の65パーセントに当たる果房を直営農園で生産しているが、アブラヤシが栽培されている土地の面積でみると全体の56パーセント程度を所有していることになる。したがって、必要とする果房の35パーセント、つまり必要とする土地の約44パーセントは契約農園が所有しているのである。これら14軒の契約農園は独立した企業ではあるが、インドゥパルマ社がアブラヤシ栽培の各工程で行われる作業を管理し、労働者の割り当てや技術指導なども行い、生産された果房はすべてインドゥパルマ社に売却されるため、実質的にはインドゥパルマ社の直営農園に近い状況にある。または、所有する土地をインドゥパルマ社に賃借しているとも考えられる。

労働力という点では、インドゥパルマ社の直営農園は直接雇用している労働者のほか、インドゥパルマ社が指導する組合企業を通じて必要な労働者を調達している。これらの人材派遣企業は先述の14社のアブラヤシ栽培を行う契約企業に対しても労働者を派遣している。また、(2)で述べたように、土地を所有するエル・パルマル社あるいはエル・オリソンテ社の社員は、土地の所有者であると同時に出身の人材派遣企

業の社員でもあるため、希望すれば農園で契約労働者として働き、果房売却の配当に加えて賃金を得ることも可能となっている。

つまり、インドゥパルマ社は、法制度が定着していることを背景に、最小限の土地と労働者のみを所有し、必要とするアブラヤシの生産を可能な限り外部の契約企業に委託しているのである。ただし、法的には独立した外部の企業ではあるが、企業の設立から運営、土地の取得や労働者の能力開発に至るまでインドゥパルマ社の指導が及んでいる点で、実質的には直営農園と同様の土地と労働力、そして生産物である果房へのアクセスを保持することが可能となっている。本稿では、このような生産形態を「インドゥパルマ・モデル」と呼ぶことにする。

V リャノ平原の事例

1. 地域の概要

ベネズエラからコロンビアにかけて広がるオリノコ川流域は一般にオリノキアとして知られるが、コロンビアではアンデス山脈（東部山脈）の東方に位置することから、スペイン語で「東部のリャノ平原」を意味するリャノス・オリエンタレス（以下、リャノ平原）と呼ばれる。アラウカ県、カサナレ県、メタ県、ビチャーダ県、そしてグアイニア県とグアビアレ県の一部を含んだ地域を指す（図1）。リャノ平原はその生態と開発の特徴から西部と東部に分類される。まず、西部はアンデス山脈の山麓部であり、豊富な降水量と肥沃な土地により農業や牧畜が発展している。リャノ平原の開発は首都ボゴタから山脈を越えて東に向かって進められてきたため、人口は初期に入植があった山麓部周辺に集

中し、メタ県の県都ビジャビセンシオ市もカサナレ県の県都ジョバル市もここに位置する（図8）。東部はベネズエラへと続く平原となっている。人口密度が低く、乾燥と貧弱な土壌のため一般的には農業には適していないとされ、現在では広大な土地を利用した牧畜が行われている。

このようにリャノ平原の東部と西部は対照的であり、開発が進んでおらず、現在も未開墾地が広がる東部に対して、開発が進む西部は大規模な農園や牧場が競合し、人口密度の高さと相まって土地の需要が大きい地域となっている。

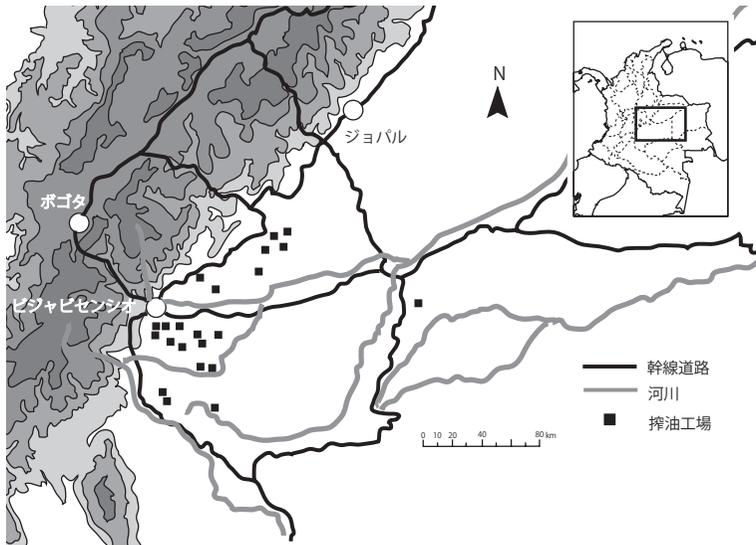
アブラヤシ栽培に関しては、平原となっているため大規模なプランテーションの設置に適しているが、東に行くほど土壌の酸性度が高くなるという問題がある^(注19)。そのため東部は栽培しても生産性が低く、また土壌改良のためにはコストがかかってしまうため、アブラヤシの栽培には適していない^(注20)。さらにアブラヤシは水を大量に必要とする作物であるため、熱帯低地で雨量が豊富なマグダレナ川中流域に比べると生産性は低い [Fedepalma 2011, 54]。

土地の所有という点では、西部はより開発が進み、牧畜、米作をはじめとする農牧業や、住宅や商業施設など土地に対する需要が大きく関心が高いため、土地の所有制度は比較的確立しているといえる。これに対し東部は先述のように土壌が痩せていて降水量が少なく、さらにインフラが整っていないため未開墾地も多く残っているが、未開墾地であるために土地の所有面積には上限が設定されている [千代 2013, 40-42]。

2. リャノ平原の企業の生産形態

1981年創業のユニパルマ社（UNIPALMA S.A.）はリャノ平原東部でアブラヤシを栽培す

図8 リャノ平原における搾油工場の位置



(出所) Fedepalma [2012, 80] を基に筆者作成。

るとともに、搾油工場を所有してパーム油とパーム核油の生産も行っている(表2)。しかし、ここで生産されるパーム油をさまざまな製品の原料として販売するだけで、食品やバイオディーゼルの企業との提携はない。

ユニパルマ社は4500ヘクタールの土地を所有しているが、そこで生産されるアブラヤシの果房は搾油工場の搾油能力の70パーセントを占め、残りの30パーセントは合計2500ヘクタールに上る契約農家から供給される。土地の面積で見ると、企業が所有するアブラヤシ栽培面積は64パーセント、契約農家が36パーセントとなっている。この2500ヘクタールの内訳は多様である。まず2000ヘクタール分は小農から比較的大規模な農園が所有する10ヘクタールから最大800ヘクタールの土地であり、残りの500ヘクタールの土地では世界銀行のプロジェクトによって土地を所有しない農民50人がアブラヤシ栽培に従事している。

ユニパルマ社が搾油工場の搾油能力を満たすだけの果房を生産する7000ヘクタールの土地を所有しない理由として、社長であり前アブラヤシ生産者連盟会長のルイス・エドゥアルド・ベタンクール(Luis Eduardo Betancourt)は、土地の価格と所有制度の不明瞭さを挙げている。たとえば幹線道路に面しているユニパルマ社の周辺の土地価格は2000年の時点で1ヘクタール当たり170万ペソ(約850米ドル)であったものが、2013年には1700万ペソと10倍になったという。すでに搾油工場の搾油能力の70パーセント分の果房を供給できる土地を所有しているため、1ヘクタール当たり1700万ペソの土地を購入するより、小農と契約をして果房を購入する方が効率的であるとのことである^(注21)。

土地所有制度の不明瞭さとは、リャノ平原における土地所有面積の上限のことを指す。第Ⅲ節で述べたように、コロンビアではUAFが用

表2 リャノ平原の搾油工場所有企業

パーム油搾油施設	
カサナレ県	Extractora Cusiana Ltda. Extractora del Sur de Casanare S.A. Palmeras Santana Ltda.
メタ県	Alianza Oriental S.A. El Palmar del Llano S.A. Inversiones La Mejorana Ltda. Oleaginosas Santana Ltda. Palmeras la Margarita Díaz Martínez & Cia. Ltda. Guicaramo S.A. Compañía Palmicultora del Llano S.A. 'Palmallano S.A. Complejo Bioenergético de Castilla la Nueva -Biocastilla S.A. Hacienda La Cabaña S.A. Plantaciones Unipalma de los Llanos S.A.-Unipalma S.A. Sapuga S.A. Aceites Manuelita S.A. Extractora La Paz S.A. Baquero Ramírez Víctor Ramón Aceites Morichal S.A.S. Oleaginosas San Marcos Ltda. Entrepalmas S.A. Palmeras San Pedro Ltda. Agropecuaria Santamaría S.A.
パーム核油搾油施設	
カサナレ県	Extractora Cusiana Ltda. Extractora del Sur de Casanare S.A.
メタ県	Alianza Oriental S.A. Palmeras del Llano S.A. Guicaramo S.A. Hacienda La Cabaña S.A. Plantaciones Unipalma de los Llanos S.A.-Unipalma S.A. Aceites Manuelita S.A. Aceites Morichal S.A.S. Sapuga S.A.

(出所) Fedepalma [2011, 41, 49] に基づき筆者作成。

いられており、未開墾地を私有化する場合は1世帯当たりIUAFの面積の土地を所有することができる。これは一般的な土地所有の上限ではなく、未開墾地の私有化に関する規定である。しかし、たとえば、名義の異なる私有化された

未開墾地を集めて大規模な生産プロジェクトを実施することや、IUAFの未開墾地を私有化した個人がさらに一般の私有地を買い増しすることの可否など、明確な規定がなく判断が難しい状況もある^(注22)。

さらに、企業に対する契約農家の依存度の高さも、企業がすべての農地を所有する必要性を見出せない要因のひとつと考えられる。先述のようにアブラヤシの果房は劣化が早く、また輸送コストの観点から栽培農家は最寄りの搾油工場に果房を販売することを好むため、搾油工場と栽培農家の結びつきは地理的条件から強化されている。また、生産性の向上のためには肥料が不可欠であるが、資金と保管場所がある企業は大量に一括購入することで価格を抑えることができる。そこで小農は企業と販売契約を結ぶことで、果房の販売先を確保できるだけでなく、こうした肥料を低価格で企業から購入することが可能となるのである。

VI 考察

第Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ節では、土地所有など法制度の発達状況が異なる3つの地域を対象として、多様なアブラヤシの生産形態とその要因を検討した。第Ⅲ節は紛争や低開発を背景として法制度が定着していないマグダレナ川中流域西部の事例であり、第Ⅳ節は比較的早い時期から開発が行われた地域で法制度が定着していると考えられるマグダレナ川中流域東部の事例、そして第Ⅴ節がその中間にあたり、法制度が定着しつつも曖昧な部分を残しているリャノ平原の事例であった。

それぞれの地域で実践されているアブラヤシの生産形態をまとめると表3ようになる。企業による土地の所有状況を見ると、マグダレナ川中流域西部におけるパルマス・デル・スル社は必要とするアブラヤシの栽培面積の37パーセントを所有し、同東部のインドゥパルマ社の

場合は56パーセント、そしてリャノ平原のウニパルマ社は64パーセントとなっている。続いて、法制度と関連付けてこれらの企業の生産形態の要因を考察する。

マグダレナ川中流域西部における企業の土地所有率が低い理由としては、未開墾地や森林保護区などによる土地所有権の曖昧さ、さらに紛争やガバナンスの欠如による法制度の運用の困難があると考えられる。また、それゆえに同地域では小農のアブラヤシの栽培は中央政府、国際社会あるいは地元企業やNGOによって既存の制度の枠組みを超えた社会開発プロジェクトとして実践されていることも、企業による土地の集中を抑制する要因となっていると考えられる。

マグダレナ川中流域東部の場合、土地所有制度が定着しているため、企業にとって土地を所有することにともなうリスクは小さい。しかし、土地所有だけではなく労働法規も含めた法制度が発達しているため、土地を所有することにもなって必要となる労働力に対してコストとリスクが生じることとなる。直接雇用の労働者の増加は、賃金だけでなく社会保障費の増大が企業にとって大きな負担となることは先述の通りである。一方で、法制度の発達と同時に契約農家による契約不履行のリスクが小さくなり、小農との契約がしやすくなるといえる。結果として、インドゥパルマ社の土地所有率は低くなっていると考えられる。さらにインドゥパルマ社は契約栽培という形をとりながらも生産工程を管理し、新たに創設した農民の小企業を通じて必要な量と質の土地、労働力、生産物を入手するというモデルを構築している。それは先述のように本稿で「インドゥパルマ・モデル」と呼

表3 法制度の発達と企業の土地所有の関係

地域	法制度の発達	企業	企業の所有面積(割合)	契約農家の所有面積(合計)
マグダレナ川中流域西部	低	パルマス・デル・スル社	589ha (37%)	997.5ha
オリノコ地域(リャノ平原)	↓	ユニバルマ社	4,500ha (64%)	2,500ha
マグダレナ川中流域東部	高	インドゥパルマ社	10,130ha (56%)	7,841ha

(出所) 筆者作成。

(注) 1) ここでは ha はヘクタールを示す。

2) 企業の所有面積における割合とは、企業が搾油に使用するアブラヤシの栽培面積全体に占める企業所有の農地の割合を示す。

ぶものである。このモデルでは法制度の発達を背景として、土地所有をめぐるさまざまな問題、病虫害の被害や生産物の市場価格の問題、労使問題といったリスクやコストをこれら小企業が負うことになり、インドゥパルマ社はそれらの軽減が可能となっている。

リャノ平原では企業の土地所有率が64パーセントと3つの事例で最も高くなっている。これは、第Ⅱ節でみたようにコロンビアの地域別の土地集中状況でもリャノ平原は大土地所有の傾向が強い地域であったことや、農牧業の発展により土地の所有権をはじめ法制度も発達してきたことがその背景といえる。その一方で、企業による土地所有率が100パーセントに達しない要因としては、法制度とその運用において依然として不明瞭さが存在するためと考えられる。第Ⅴ節でみたようにリャノ平原は未開墾地が私有化されてきた地域であるため、土地所有面積の上限の解釈に曖昧さがみられる。とくにリャノ平原の東部には未開墾地が広がっており、一般的な土地所有制度が運用されている土地と未開墾地のための土地所有制度が適用される土地が混在している地域となっている。また、土地所有制度の曖昧さだけでなく、開発の進展によ

り地価が急騰していることもその要因のひとつであった。

おわりに

コロンビアにおけるアブラヤシ栽培は、コーヒーやサトウキビなど歴史ある商品作物と比べると比較的新しい作物といえる。しかし、コロンビアの気候や土壌に対する適性、収益の高さなどから広く各地で栽培されるようになり、その面積も拡大し続けている。栽培されるアブラヤシ自体は西アフリカ原産の同じ品種のものであるが、生産形態はそれぞれの栽培地域に固有の政治、経済、社会の文脈によって異なっている。一般的にイメージされる企業による広大なプランテーションでの栽培から、紛争や違法作物栽培を背景とした社会開発としての小規模な栽培まで多様な形態が存在しているのである。

本稿ではコロンビア国内の3つのアブラヤシ栽培地域を事例として、土地所有を中心とする法制度の発達に着目し、これがアブラヤシの生産形態に強く影響を及ぼしていることを明らかにした。事例が少ないため一般化することはできないが、法制度の発達度とアブラヤシの生産

を行う企業の土地取得度の間には逆U字型の相関関係が存在する可能性が示唆されたことは興味深い。つまり、法制度の発達が企業による土地取得あるいは直営農園の拡大を促進する一方で、制度の発達が一定水準を超えると大規模な土地所有を抑制する要因となるというものである。今後ともさらなる事例の分析を重ねて、この仮説を検証していきたい。

コロンビアの農村部では、伝統的な土地の集中化傾向に加えて、森林地帯に対する中央政府の政策の曖昧さ、未開墾地への違法な入植、そして国内紛争による土地の放棄や収奪など、土地の所有に関するさまざまな問題が複雑に絡み合ってきた。アグリビジネスの隆盛のなかで、企業による大規模な土地の集中を抑制し、企業と小農のより良い関係を構築するためにも、土地所有を中心とする法制度の発達とアグリビジネスの形態の関係を明らかにすることは、現在のコロンビアにとって最も重要なテーマのひとつといえる。

(注1) ヤシ科アブラヤシ属にはラテンアメリカ原産のアメリカアブラヤシ(学名 *Elaeis oleifera*) と西アフリカ原産のギニアアブラヤシ(学名 *Elaeis guineensis*) があるが、果房から得られる油脂の利用を目的としてコロンビアを含め世界で広く栽培されているのはギニアアブラヤシである。

(注2) 厳密にはアブラヤシの果房からはパーム油、種子からはパーム核油が生産されるが、本稿においてはとくに断りが無い限り、これらをパーム油として扱う。

(注3) 後述する国内最大のアブラヤシ生産企業のインドゥバルマ社の場合でも、グループ内の複数の企業が同社が生産したパーム油およびパーム核油を購入し加工しているが、いずれも

独立した企業であることに変わりはない。

(注4) 1962年創設のアブラヤシ生産者連盟は、小農から大企業までさまざまな規模の生産者によって構成されている。また、2004年に環境・社会に配慮したパーム油の生産を推進するために組織された国際NPOのRSPO(持続可能なパーム油のための円卓会議)には、同年から正会員として参加している。なお、RSPOの認証を受けたコロンビア企業は2016年3月の時点で3社あり、そのうちの1社が後述するインドゥバルマ社である。

(注5) UAFとは家族農業単位を意味するスペイン語のUnidad Agrícola Familiarの略である。

(注6) 「使用者」という言葉は、制度による土地分配の恩恵を受けた農民は「国家の農地使用者」であるという考えに基づいている[幡谷2012, 36]。また、1967年の政令第755号においても、農民は国家の農業サービスの受益者として定義されている[Zamosc 1986, 51]。

(注7) 憲法裁判所判決C-595/95はバルディオスを、法の定める要件を満たした場合に私有化されうる国家所有の公共財産であると定義している。

(注8) 1996年の環境省決議第41号は地域によって異なるUAFの具体的な面積を定めている。たとえば、IUAFの面積はコーヒー生産地帯のキンディオ県アルメニアでは4~10ヘクタール、本稿で扱うマグダレナ川中流域地方のポリバル県南部では35~47ヘクタール、リャノ平原のグアイニア県カラマルでは163~220ヘクタールと地域差が顕著となっている。

(注9) 2013年2月25日にINCODER生産整備課のミゲル・メヒア(Miguel Mejía)課長に対して筆者が行った聞き取り調査に基づく。

(注10) 入植者の中には環境省、農業省、市役所での手続きにより森林保護区から除外してもらおうことなどを通じて土地の権利(título)を入手した者もいる。

(注11) 2013年9月3日、バランカベルメハ市

においてアブラヤシ基金幹部に対して筆者が行った聞き取り調査に基づく。

(注12) 2013年2月25日にINCODERのミリアム・ビジェガス (Miriam Villegas) 長官に対して筆者が行った聞き取り調査に基づく。なお、ビジェガス氏はINCODERの長官就任前にはPDPMMの幹部として「農民の農園」モデルを提唱し、これを推進していた。

(注13) 以下、2013年9月4日、サンパブロ市のアパルサ事務所においてアパルサ社幹部に対して筆者が行った聞き取り調査に基づく。

(注14) 以下、2013年9月4日、サンパブロ市のパルマ・デル・スル社事務所においてウィリアム・ルーダス社長に対して筆者が行った聞き取り調査に基づく。

(注15) サンアルベルト市ウェブサイト (http://sanalberto-cesar.gov.co/informacion_general.shtml#historia 2014年1月10日閲覧)。

(注16) プエルト・ウィルチェス市ウェブサイト (http://www.puertowilches-santander.gov.co/informacion_general.shtml#historia 2014年1月10日閲覧)。

(注17) この14社はすべてインドゥパルマ社によって創設された企業である。ただし、2011年の時点で、うち1社ではアブラヤシの栽培が始まっておらず、実際に稼働していたのは13社である。

(注18) インドゥパルマ社は、組合の幹部のために協同組合について学ぶための教育コースを提供するだけでなく、成功事例の視察としてスペインのバスク地方にあるモンドラゴン協同組合への派遣も実施している。

(注19) 2013年9月9日にアブラヤシ生産者連盟の現地コーディネーターに対して筆者が行った聞き取り調査に基づく。

(注20) 2013年9月9日にアブラヤシ生産者連盟の現地コーディネーターに対して筆者が行った聞き取り調査に基づく。

(注21) 2013年9月11日にユニパルマ社社長(前アブラヤシ生産者連盟会長)のルイス・エド

ゥアルド・ベタンクールに対して筆者が行った聞き取り調査に基づく。

(注22) 2013年9月12日に筆者が行ったアグスティン・コダシ国土地理院 (IGAC) における聞き取り調査においても、応用土壌学担当副長官のヘルマン・ダリオ・アルバレス (Germán Darío Alvarez) はUAFについて、農民が生活していく上での最低ラインを示すものなのか、あるいはこれ以上は所有してはいけないという上限を指すものなのか解釈上の混乱があることを認めている。

文献リスト

〈日本語文献〉

- 岡本幸江 2002. 「アブラヤシが奪う暮らしと森——インドネシアのアブラヤシ拡大政策——」
岡本幸江編『アブラヤシ・プランテーション開発の影——インドネシアとマレーシアで何が起きているか——』日本インドネシアNGOネットワーク (JANNI).
- 加藤裕美・祖田亮次 2012. 「マレーシア・サラワク州における小農アブラヤシ栽培の動向」『地理学論集』87(2)26-35.
- 千代勇一 2008. 「コロンビアにおける違法ココ栽培と政府の対策——なぜココ栽培地は減少しないのか? ——」『ラテンアメリカ・レポート』25(2)29-41.
- 2013. 「コロンビアの土地所有に関する制度の変遷と農民が土地を所有する意味」北野浩一編「ラテンアメリカの土地制度とアグリビジネス」調査研究報告書 アジア経済研究所.
- 寺内大左 2011. 「東カリマンタンにおけるアブラヤシ生産最前線 (1)」『海外の森林と林業』No.80 41-46.
- 野沢勝美 2011. 「フィリピンのアブラヤシ生産と農民組織——農地改革受益農民による共同組合形成——」『亜細亜大学国際関係紀要』20(1・2)13-55.
- 幡谷則子 2012. 「コロンビア紛争地域における農

- 民の抵抗運動——農民保留地（ZRC）の一事例——』『イベロアメリカ研究』34(1)33-53.
- 山本紀夫・岩田修二・重田真義 1996. 「熱帯とは——人間の生活領域の視点から——」『熱帯研究』5(3/4)135-150.
- 頼俊輔 2012. 『インドネシアのアグリビジネス改革——輸出志向農業開発と農民——』日本経済評論社.
- 〈外国語文献〉
- Barney, Keith. 2004. “Re-encountering Resistance: Plantation Activism and Smallholder Production in Thailand and Sarawak, Malaysia.” *Asia Pacific Viewpoint* 45(3): 325-339.
- Berry, Albert 2002. “¿Colombia encontró por fin una reforma agraria que funcione?” *Revista de Economía Institucional* 4(6): 24-70.
- Coronado, Sergio Andrés Delgado 2012. *Bosques y derechos: reflexiones sobre el acceso y gobierno de las comunidades locales sobre recursos forestales*. Bogotá, D.C.: Universidad Nacional de Colombia.
- Correa, Juan Santiago 2012. *Café y ferrocarriles en Colombia: los trenes santandereanos (1869-1990)*. Bogotá, D.C.: Colegio de Estudios Superiores de Administración.
- Fedepalma 2011. *Anuario estadístico 2011*. Bogotá, D.C.: Fedepalma.
- 2012. *Anuario estadístico 2011*. Bogotá, D.C.: Fedepalma.
- 2013. *Minianuario estadístico 2013*. Fedepalma (http://fedepalma.portalpalmero.com/bigdata/fedepalma/pdf/minianuario_estadistico_2013.pdf 2014年1月10日閲覧).
- Fuentes, Adriana Patricia López 2010. *Marcos legales de acceso a la tierra: caso Colombia*. Bogotá, D.C.:CINEP.
- Indupalma n.d. *Informe de sostenibilidad 2010-2011*. San Alberto, Cesar: Indupalma.
- Instituto Geográfico Agustín Codazzi 2012. *Atlas de la distribución de la propiedad rural en Colombia*. Bogotá, D.C.: Instituto Geográfico Agustín Codazzi.
- Navarro, Andrés Murcia n.d. *Informe de consultoría*. Indupalma, San Alberto, Cesar.
- PNUD 2011. *Colombia rural. Razones para la esperanza. Informe Nacional de Desarrollo Humano 2011*. Bogotá, D.C.: INDH PNUD.
- Rangel, Alfredo, William Ramírez, Paola Andrea Betancur, Francy Cifuentes y Giannina Hurtado 2009. *Oil Palm in Colombia: Conflict, Myths & Realities*. Bogotá, D.C.: Fundación Seguridad y Democracia.
- SENA 2002. *Estudio de caracterización ocupacional del sector agroindustrial de la palma de aceite*. Bucaramanga: SENA.
- Villegas, Miriam 2008. “Finca campesina con palma: ocupación productiva del territorio en el Magdalena Medio.” in *Rutas, caminos y experiencias de nuestra gente del Magdalena Medio*. ed. En Amparo Díaz. Bogotá, D.C.: PDPMM y PNUD.
- Zamosc, León 1986. *The Agrarian Question and the Peasant Movement in Colombia: Struggles of the National Peasant Association 1967-1981*. Cambridge: Cambridge University Press.
- [付記] 本稿はアジア経済研究所で2012～13年度に実施された「ラテンアメリカの現代アグリビジネスと土地制度研究会」（主査・幹事：北野浩一）による成果の一部である。研究会のメンバーおよび参加者の方々には多くの貴重なアドバイスをいただいた。また、現地調査においてはFedepalma, PDPMM, Indupalmaをはじめ、多くの関係者にお世話になった。さらに2名の匿名査読者の方々からは大変有益なコメントを多数いただいた。記して深く感謝申し上げる。

~~~~~ 研究ノート ~~~~~

(上智大学イベロアメリカ研究所, 2014年3月14日受領, 2016年2月19日レフェリーの審査を経て掲載決定)